

2019年5月27日

保護者各位

学校法人 伊藤学園
甲斐清和高等学校
校長 伊藤 祐寛

就学支援金に係るマイナンバー制度導入及び校納金の納入について

拝啓 新緑の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

高等学校等では教育に係る経済的負担の軽減を図るため、在籍する生徒の授業料に就学支援金が支給されています。

本年度よりこの就学支援金の所得把握のためにマイナンバー制度が導入されることになりました。マイナンバーにより所得額の審査確認を行う7月から9月の3カ月間については、校納金の納入額が変わることになります。つきましては、下記2点についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、提出書類や提出方法、校納金引落に関する詳細を別紙にまとめておりますので、これに従いご提出をお願い致します。

変更点① 提出書類の変更

所得を把握するための書類が課税証明書ではなく、マイナンバーカードまたは通知カードの写し(コピー)になります。

申請する方は所得の有無に関わらず、親権者全員分のマイナンバーをご提出ください。所得制限等により申請しない方は、マイナンバーの提出は必要ありません。(但し、収入状況届出用紙の提出は必要です。)

※マイナンバーを含む提出書類は、同封のピンクの封筒に入れ封を閉めてご提出ください。6月7日、朝のホームルーム時に受付けます。受付はこの日のみです。大切な個人情報をご提出いただきますので期日厳守にてお願いいたします。

変更点② 7月から9月の校納金納入額の変更

マイナンバーの使用に伴い、申請から就学支援金額の決定までに約3カ月の審査期間が発生します。よって、7月から9月までは支援金額が確定しないため、支援金額を差引前(全額)の校納金額が引落となります。

支援金額が決定次第、各ご家庭へ通知後7月から9月(3カ月分)の決定額を校納金引落口座へお振込の予定です。

制度改正のためご理解をお願い申し上げます。

授業料等校納金と就学支援金について

2年生

授業料等校納金

本年度からマイナンバーを使用した審査となるため、支援金額が決定するまでは各科・コース満額の校納金が毎月引落となります。

	6月	7月	8月	9月	10月以降
校納金 [授業料 施設設備費 旅行積立金等]	授業料から 支援金額を 差し引いた 校納金額 (5月と同額)	普通科 進学・人間文化コース 53,350円 普通コース 52,550円 商業・福祉コース 54,550円 音楽科 70,350円	➔	➔	授業料から 支援金額を差し引いた 校納金額
口座振替日	6月10日(月)	7月10日(水)	8月13日(火)	9月10日(火)	毎月10日 <small>※土日祝日は翌営業日</small>
支援金	マイナンバー及び 収入状況届出書提出	再審査期間	➔	支援金決定(7~9月分) 及び各家庭に通知	7~9月分の 支援金額支給

就学支援金

教育費の負担を軽減するため授業料に対し、就学支援金が支給されます。支援金支給基準等は次のとおりです。

保護者等の県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	所得の目安	支給月額
507,000円以上	910万円以上	0円(支給されません)
257,500円以上 507,000円未満	590~910万円未満	9,900円
85,500円以上 257,500円未満	350~590万円未満	14,850円
100円以上 85,500円未満	250~350万円未満	19,800円
非課税世帯	250万円未満	24,750円

支援金差引後の授業料月額	
▼普通科	▼音楽科
24,000円	32,000円
14,100円	22,100円
9,150円	17,150円
4,200円	12,200円
0円	7,250円

※授業料額が上限額

申請方法は裏面→

授業料等校納金と就学支援金について

3年生

授業料等校納金

本年度からマイナンバーを使用した審査となるため、支援金額が決定するまでは各科・コース満額の校納金が毎月引落となります。

	6月	7月	8月	9月	10月以降
校納金 [授業料 施設設備費 旅行積立金等]	授業料から 支援金額を 差し引いた 校納金額 (5月と同額)	普通科 進学・人間文化コース 45,550円 普通クラス 44,750円 商業クラス 46,750円 福祉クラス 51,750円 音楽科 55,750円	➡	➡	授業料から 支援金額を差し引いた 校納金額
口座振替日	6月10日(月)	7月10日(水)	8月13日(火)	9月10日(火)	毎月10日 <small>※土日祝日は翌営業日</small>
支援金	マイナンバー及び 収入状況届出書提出	再審査期間	➡	支援金決定(7~9月分) 及び各家庭に通知	7~9月分の 支援金額支給

就学支援金

教育費の負担を軽減するため授業料に対し、就学支援金が支給されます。支援金支給基準等は次のとおりです。

保護者等の県民税所得割額及び 市町村民税所得割額の合算額	所得の目安	支給月額	支援金差引後の授業料月額	
			▼普通科	▼音楽科
507,000円以上	910万円以上	0円(支給されません)	24,000円	32,000円
257,500円以上 507,000円未満	590~910万円未満	9,900円	14,100円	22,100円
85,500円以上 257,500円未満	350~590万円未満	14,850円	9,150円	17,150円
100円以上 85,500円未満	250~350万円未満	19,800円	4,200円	12,200円
非課税世帯	250万円未満	24,750円	0円	7,250円

※授業料額が上限額

申請方法は裏面→

新たに就学支援金に

マイナンバー制度が導入されます

この導入に伴い、引き続き申請する方、新たに申請する方は次の3つをご提出ください。

※申請しない方は、以下②のみをご提出ください。

①親権者全員分（父・母など）のマイナンバーカードまたは通知カードの写し（コピー）

次のいずれかをコピーし、同封の専用台紙へ貼付けてご提出ください。

台紙の太枠箇所（個人番号提出人数・個人番号・氏名・生年月日）にご記入もお願い致します。

A. マイナンバーカードの裏面



B. 通知カード



C. マイナンバーが記載された 住民票

※住民票記載事項証明書でも可

お住まいの市区町村の役所・役
場で取得できます。

（手数料が必要）

②受給資格認定申請書または収入状況届出書

同じ用紙になりますが、継続して申請する方と新たに申請する方のチェック 箇所が
異なります。申請しない方も提出が必要です。詳しくは別紙記入例を参考にご記入ください。

③個人情報の目的外使用に係る同意書

今回提出していただくマイナンバーを他給付金等の対象確認に使用する旨ご理解いただき、
保護者氏名の記入及び押印をお願いいたします。

提出日

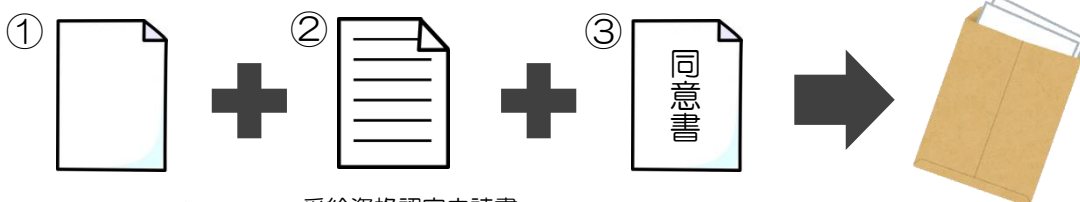
2019年6月7日（金）

朝のホームルーム時に担任へ提出【厳守】

マイナンバーカード等の提出方法について

個人情報保護のため、ご協力をお願いします。

上記3点を同封のピンク色の専用封筒に入れ、封をしてご提出ください。



マイナンバーのコピーを
貼り付けた専用台紙

受給資格認定申請書
または、収入状況届出書

3つの書類を入れ
必ず封をして
6月7日（金）に
ご提出ください。

※申請しない方は②のみを封筒に入れ、ご提出ください。

甲斐清和高等学校 事務室
TEL (055) 233-0127